

現代日本経済史講義

第15回

2-3 経済新体制

2004年冬学期

武田晴人

⚡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

2-3 経済新体制

1 経済体制の新しい考え方

- 笠信太郎『日本経済の再編成』
- 縮小再生産の危機にある日本経済の現状を打開するために**利潤原理に基づく企業のあり方を根本的に変革**し、生産力の発展を阻害するすべてのものを除去する。
- そのために経理を公開し、統制して一方で生産を上げていくことが企業の指導者の責任である。
- 企業の経理を統制し利潤を統制することによって、資本主義の自由経済的側面を排除して、**企業を利潤ではなく生産を目的とする組織につくりかえなければならない**。
- そのように改組された企業を単位としてカルテルを作り、そのカルテルが経済統制を担当していくことにすれば、カルテルもメンバーの企業の利益を考えなくてよいので純粹に統制の実を上げるだろう。これまでの「外から上から」の統制を「内から下から」の統制に切り替えるべきである。

- 協調会時局対策委員会
「労資関係調整方策」1938
年3月
- 「産業は、事業者従業員各自
の職分によって結ばれた有機
体的組織体である」
- これに対する批判(財界か
ら)「方策」は「労働と事業者を
挙げて資本を無視している」



日本を法管轄とするこの写真画像は、1956年(昭和31年)12月31日までに公表されたか、1946年(昭和21年)以前に撮影され、起算日から10年以内に公表されなかったものであるため、日本の旧著作権法第23条及び著作権法附則第2条の規定により著作権の保護期間が満了しています。これは全世界に適用されます。

http://www.kantei.go.jp/foreign/cabinet/34_e.html

(ウィキペディアより)

2 推進主体としての「革新官僚」

- 革新官僚とは、内閣調査局が企画庁となり、さらに日中戦争の全面化とともに、資源局と合して企画院に発展する過程で、総動員計画の作成にあたるようになる経済官僚のこと。
- 企業の所有と経営の分離による公益的統制を主張して電力国家管理案を作成し実現、
- 企画院案として提示された〈経済新体制確立要綱〉は、革新官僚の意図と方向を示すもの
- 岸信介商工次官、星野直樹企画院総裁ら、すでに満州国での経済統制の経験をもつ高級官僚と企画院の実務を担当している奥村や、美濃部洋次(商工省出身)、毛里英於測(大蔵省出身)、迫水久常(大蔵省出身)らの中堅官僚が中心にこれらの新しい考えかたをまとめる。

- 革新官僚によって作成・推進された〈経済新体制確立要綱〉は、

- ①企業の公共化、

- ②ナチス的な指導者原理の導入による統制機構の確立、

- ③利潤の制限

などを骨子とするものであり、

- これらの要求が〈革新〉の名で呼ばれた

この〈革新〉性は財界などからの強い反発によって一定の後退を余儀なくされたし、また企画院に共産主義の影響ありとする企画院事件(1941)も、こうした〈革新〉性をけん制する意味を持った。

著作権処理の都合で、この場所に挿入されていた

「企業院事件の関係者」

の写真を省略させていただきます。

3 経済新体制

- 日中戦争の行詰りを打開するため強力政権をつくろうとする新党運動ないし国民再組織の動き
- 近衛側近の有馬頼寧、風見章らは
 - ①高度国防国家の完成、
 - ②外交の刷新、③政治新体制の建設をスローガンに国民組織を基盤とする新党を結成し軍部をとりこんでこれを統制することを目ざし、陸軍の武藤章軍務局長らは親軍的な一党一党をつくらせようと企図した。
- 6月下旬に近衛が枢密院議長を辞職して新体制運動に挺身すると声明すると、新体制を謳歌する声が世間に広がった。7月22日に第2次近衛内閣が成立し、大政翼賛会が発足する。

- こうした状況下で、「経済新体制確立要綱」が作られる。
- その原案
「企業を利潤追求を第一義とする資本の支配より離脱せしめ国民生産協同体の一員立場に立ち国家の目的に従い生産の質と量との確保増強を中心として各自の創意と能力と責任とに於いて経営せらるるごとく改革す」
- つまり、①利潤追求の否定、②生産単位として国家目的に従属
- これに対して、財界の反対があり →「有機的一体」という表現に改められる。
- 具体的な施策では、①労働者の地位の向上、②金融統制による間接金融展開、③各種統制会の設立 すなわち、強制カルテルによる統制として展開

経済新体制確立要綱(1940.12.7)

6.35 経済新体制確立要綱 (抄) (1940. 12. 7閣議決定)

第一，基本方針

日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容シテ自給自足ノ共栄圏ヲ確立シ，其ノ圈内ニ於ケル資源ニ基キテ国防経済ノ自主性ヲ確保シ官民協力ノ下ニ重要産業ヲ中心トシテ総合的計画経済ヲ遂行シ以テ時局ノ緊急ニ対処シ国防国家体制ノ完成ニ資シ依ツテ軍備ノ充実国民生活ノ安定国民経済ノ恒久的繁栄ヲ図ラントス

而シテ之ガ為ニハ (一)企業体制ヲ確立シ資本，経営，労務ノ有機的一体タル企業ヲシテ国家総合計画ノ下ニ国民経済ノ構成部分トシテ企業担当者ノ創意ト責任トニ於テ自主的経営ニ任ゼシメ其ノ最高能率ノ發揮ニ依ツテ生産力ヲ増強セシメ (二)公益優先，職分奉公ノ趣旨ニ従ツテ国民経済ヲ指導スルト共ニ経済団体ノ編成ニ依リ国民経済ヲシテ有機的一体トシテ国家総力ヲ發揮シ高度国防ノ国家目的ヲ達成セシムルヲ要ス

統制会

【統制会一覧表】(第一次・第二次指定分)

統制会名	創立総会	会長	前職				
第一次指定分				第二次指定分			
鉄鋼統制会	1941.11.21	平生銀三郎 豊田貞次郎	日鉄社長 同上	綿スフ統制会	1942.10.5	井上 潔	鐘 紡 常 務
石炭統制会	41.11.26	松本健次郎	日本石炭社長	絹人絹統制会	42.10. 2	辛島浅彦	東洋レーヨン会長
鉱山統制会	41.12.18	伊藤文吉	日本鉱業社長	羊毛統制会	42. 9.19	鶴見左吉雄	大東紡社長
洋灰統制会	41.12.18	浅野総一郎	浅野洋灰社長	麻統制会	42. 9.25	鹿野 澄	日本原麻社長
電気機械統制会	42. 1.12	安川第五郎	安川電機社長	化学工業統制会	42.10.30	石川 一郎	日産化学社長
産業機械統制会	42. 1.15	大河内正敏	理研会長	軽金属統制会	42. 9. 1	大屋 敦	住友化学社長
精密機械統制会	42. 1.10	原 清 明	大阪機工社長	油脂統制会	42.10.5	藤田政輔	日本油脂社長
自動車統制会	41.12.24	鈴木重康	チゼル自社長	皮革統制会	42. 9.21	鈴木熊太郎	日本原皮社長
車両統制会	41.12.22	島 安次郎	汽車会社社長	ゴム統制会	43. 1.25	林 善 次	日本タイヤ専務
金属工業統制会	42. 1.15	鈴木 元	古河電工専務	鉄道軌道統制会	42. 5.30	中川正左	鉄道同志会長
貿易統制会	42. 1.27	南郷三郎	日本綿花社長	船舶運営会	42. 4. 1	大谷登(総裁)	日本郵船社長
造船統制会	42. 1.28	斯破孝四郎	三菱重工会長	全国金融統制会	42. 5.23	結城豊太郎	日銀総裁兼任

4 企業体制の改革と軍需会社法

- 1942年、数量的指令に基づく計画経済の限界 ← 企業へのインセンティブの欠如
- 企画院は価格統制に際して生産コストの上昇を生産者に負担させようとした。
- これに対して、商工省 適正利潤の確保の必要性を指摘
- → 43年2月補助金支出によるコスト上昇分の吸収＝価格インセンティブの付与

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた

「軍需省の設立」

の写真を省略させていただきます。

- 「重要企業の国家性を経営上さらに明確ならしめ生産責任性を確立」させるため軍需会社法制定 →生産責任者の選任
- →軍需会社指定金融機関制度
- 「軍需会社の必要資金については指定金融機関は軍需会社のいいなりになるほかなかった」(日本銀行の調査報告)
- こうしてフリーハンドを経営者に与え、利潤追求を経営目的とすることを容認
- 「生産責任の遂行に伴う経理上の不安より開放し、生産責任者をして一意生産に専念せしむるため、従来より一段と刷新させられたる方法により価格政策の迅速適切なる運用をはかるべき」(軍需会社法の解説より)

軍需会社法(1943.10.31)

6-41 軍需会社法 (抄) (1943. 10. 31)

第一条 本法ハ兵器，航空機，艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産，加工及修理ヲ為ス事業其ノ他軍需ノ充足上必要ナル事業ニ付其ノ経営ノ本義ヲ明ニシ其ノ運営ヲ強力ナラシメ以テ戦力ノ増強ヲ図ルコトヲ目的トス

第二条 本法ニ於テ軍需会社トハ兵器，航空機，艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産，加工及修理ヲ為ス事業（以下軍需事業ト称ス）ヲ営ム会社ニシテ政府ノ指定スルモノヲ謂フ

軍需事業ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 軍需会社ハ戦力増強ノ国家要請ニ応ヘ全力ヲ發揮シ責任ヲ以テ軍需事業ノ遂行ニ当ルベシ

第四条 軍需会社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ選任スベシ（中略）

政府生産責任者ヲ不適任ト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第六条 命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者及生産担当者竝ニ軍需会社ノ営ム軍需事業ニ従事スル者ハ国家総動員法ニ依リ徴用セラレタルモノト看做ス

第十一条 政府ハ軍需会社又ハ軍需事業ノ遂行ニ関係ア

ル者ニ対シ其ノ間ニ於ケル軍需事業ノ遂行上必要ナル協力関係ノ設定ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十二条 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需会社ニ対シ定款ノ変更，事業ノ委託，受託，譲渡，譲受，廃止若ハ休止，合併若ハ解散又ハ事業ニ属スル設備若ハ権利ノ譲渡其ノ他ノ処分ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十四条 軍需会社ノ業務執行，株主総会，社員総会及社債権者集会ノ招集及決議其ノ他軍需会社ノ運営ニ関シテハ他ノ法律ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十五条 軍需会社ニ関シテハ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ統制，取締等ニ関スル法律ノ規定ニ付其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

第十六条 政府ハ軍需会社ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

生産責任者を任命する。

現代日本経済の源流論

- 以上のような企業システムを中心とした経済制度の全般的な改革について、これによって成立した新しい枠組みを「1940年体制」と呼び、戦後日本社会の起源とする議論がある。(野口悠紀夫、奥野正寛、岡崎哲二などの各氏)
- この議論は、食糧管理制度や税制、巨大化した官僚制度などを、経営者資本主義的な企業システム、産業報国会に代表される企業別の労働組織、軍需会社指定金融機関制度による銀行取引(メインバンクシステム)などを挙げて、戦後への連続性を強調する。
- しかし、財閥解体、独占禁止法の制定などの戦後改革の意義をどのように評価するのかに問題を残している。

- 例えば、メインバンク制度の起源とされる軍需会社指定金融機関制度は、
 - ①一社一行という関係であり、貸し手の側が協調融資となる戦後のメインバンクとは形態的に大きな差があり、
 - ②銀行が軍需関係の融資を事実上無審査で、命令のままに実行していたことから見ると、メインバンクの審査能力はシステムの要件としては意味を持っていなかったというような違いがある。
- 戦時体制がもつ、ある種の合理性は、戦後の経済発展の基礎になった可能性はあるが、それを一面的に強調するのは疑問。